

## 定期検査対象計量器分類図（質量計）

（下記は通常のものですが、型式能力により多少の相違はあります）

種 類	手数料
天 び ん	600円



種 類	手数料
等比皿手動はかり	600円



種 類	手数料
手動指示併用はかり	550円



種 類		手数料
電気式	秤量100kg以下	1,400円
	秤量250kg以下	1,800円
	秤量500kg以下	2,200円

種 類		手数料
指 示	秤量100kg以下	500円
	秤量250kg以下	900円
	秤量500kg以下	1,500円



種 類		手数料
手 動	秤量100kg以下	500円
	秤量250kg以下	900円
	秤量500kg以下	1,500円
	不 等 比	500円
	おもり（5個）	50円
	分銅（5個）	50円

種 類	手数料
棒 は か り	250円



種 類	手数料
直 線 目 盛	250円



定期検査手数料一覧（熊本県手数料条例第2条第1項605号関係 別表第22号）

特定計量器	金額
1 非自動はかり	
(1) 検出部が電気式のもの又は光電式のものであって、ひょう量が	
1 トン以下のもの	
ひょう量が 100 キログラム以下のもの	1,400 円
ひょう量が 250 キログラム以下のもの	1,800 円
ひょう量が 500 キログラム以下のもの	2,200 円
ひょう量が 500 キログラムを超えるもの	3,100 円
(2) 棒はかり又は光電式以外のばね式指示はかりのうち直線目盛り	
のみがあるもの	250 円
(3) (1) 又は (2) に掲げる以外のもの	
ひょう量が 100 キログラム以下のもの	500 円
ひょう量が 250 キログラム以下のもの	900 円
ひょう量が 500 キログラム以下のもの	1,500 円
ひょう量が 1 トン以下のもの	2,100 円
ひょう量が 2 トン以下のもの	3,700 円
ひょう量が 5 トン以下のもの	6,900 円
ひょう量が 10 トン以下のもの	10,700 円
ひょう量が 20 トン以下のもの	15,000 円
ひょう量が 30 トン以下のもの	19,100 円
ひょう量が 40 トン以下のもの	21,600 円
ひょう量が 50 トン以下のもの	29,800 円
ひょう量が 50 トンを超えるもの	51,200 円
(4) 最小の目量（隣接する目盛標識のそれぞれが表す物象の状態の	
量の差をいう。）又は表記された感量（質量計が反応することが	
できる質量の最小の変化をいう。）がひょう量の 10,000 分の 1	
未満のもの	(1) から (3) まで
	に掲げる金額の
	2 倍の額
(5) (1)、(3) 又は (4) に掲げる非自動はかりで 2 以上の計量	
範囲を有するもの	計量範囲が 1 増
	すごとに、(1)、
	(3) 又は (4)
	に掲げる金額に
	当該金額の 5 割
	を加算した額
2 分銅又は定量おもり若しくは定量増しおもり	10 円